

# 日本原価計算研究学会倫理綱領

会員は、本学会会則2条に定める、学会の目的を達成するための研究の実施、研究成果の発表などの諸活動を行うにあたって、以下の倫理綱領を遵守するものとする。

➤ 1条（基本原則）

会員は、研究の実施、研究成果の公表等の諸活動において、常に基本的人権に配慮し、研究者としての社会的負託にこたえ、本学会の社会的信頼の維持向上に努める。

➤ 2条（研究実施・成果公表に関する責任）

誠実かつ公正に研究活動を行い、研究によって得られたデータ、情報、調査分析結果などを、改ざん、捏造してはならない。また、他者の知的財産、著作権を侵害してはならない。

➤ 3条（データ、情報提供者への配慮に関わる責任）

データ、情報提供者の協力を得て実施する研究においては、協力者の人格とプライバシーに配慮しなければならない。あらかじめ協力者に対して、研究目的、研究内容、実施方法、また協力者の意思で協力をいつでも中断できること等を説明し、理解と同意を得なければならない。

➤ 4条（データ、情報の機密保持）

研究によって得られたデータ、情報の管理に留意し、その機密性を保持しなければならない。得られたデータ、情報は、本来の目的のみに使用し、事前に同意を得た目的以外の目的にそれらを使用する場合には、事前に了解を得なければならない。

➤ 5条（所属機関、研究資金提供機関の倫理規定の遵守）

会員は、自らの所属する研究機関や研究資金提供機関が設定している倫理規定を順守し、必要に応じてその機関の倫理審査委員会の審査を受けなければならない。

## 附則

- 1) 本綱領は、常任理事会の審議を経て理事会で決定する。
- 2) 本綱領は、令和3年8月31日から実施する。